

# TOHOKU EPO 通信

[エポ]

東北環境パートナーシップオフィス

vol.7



福島県昭和村（写真：小岩勉）

## contents

企業参加の森づくり活動の現状と課題

広葉樹林の萌芽更新について

「蔵王山麓水源地サミット  
～持続可能な未来づくりにつなげる、つながる～」

「硫黄酸化物と樹木の立ち枯れの関係  
～炭による立ち枯れ予防と二酸化炭素の削減～」

第2回 八郎湖の再生を考える集い  
～八郎湖再生のために、今私たちに何ができるのか～



# 企業参加の森づくり活動の現状と課題



青森大学大学院 准教授 田村 早苗 さん



## はじめに

近年、企業がCSR（社会的責任）活動の一環として、森づくりに関わる取り組みが増加している。企業のCSR活動は、特に、バブル経済崩壊後相次いだ企業不祥事への対応や、地球温暖化問題などグローバル化に伴う環境問題への対応から、2000年以降大企業のみならず中小企業にも広がり、本格的な動きを見せている。企業の森づくり活動が進んだ要因の一つとして、都道府県における企業参加の森づくり事業の展開がある。各県独自の仕組みにより、企業参加を推進している。

そこで、本報告では先進事例を紹介するとともに、青森県内企業の森づくり参加への意向調査結果をもとに、企業参加の森づくり活動の課題を指摘したい。なお、本報告は平成19年度（財）青森学術文化振興財団助成研究「企業参加の森づくり活動推進に向けた調査研究」をもとにまとめたものである。

林環境税は、県民1人、県内1法人に等しく年額500円を負担してもらい、森林に対する普及啓発および森林整備を進めるものである。しかし、森林環境税だけで必要なすべての間伐を行うことはできない。森林環境税が広く県民に負担を求めるのに対して、「環境先進企業との協働の森づくり」事業は、県外を含めた企業の協力を得るために始められたものである。その根底には、高知県の抱える森林問題の解決に向けて、多様な主体が参画できる仕組みが不可欠であり、その1つとして企業を想定、森林の持つCO<sub>2</sub>吸収機能を企業にとって価値化することにより、企業の協力を得られるのではないかという発想があった。

### (2) 仕組み

「協働の森」は「森林の再生」と「地域との交流」を主目的とし、企業、市町村、高知県が3年以上の期間で協定を締結、協定森林においてこれら目的に沿った活動を進め、これに応じて吸収されたと算定できるCO<sub>2</sub>吸収量を認証するものである。具体的には、企業は、協定森林のある市町村に協

賛金を提供し、市町村はこれを資金に協定森林の間伐を主とした森林整備を行う。市町村は、毎年度協賛金の使途報告書を県に提出し、県はこれを企業に報告するという流れである。協賛金は100haのモデル林を設定して、5年間で約1,500万円と算出しているが、企業からの提案額が基本となつておらず、少ないところでは、年額25万円程度の企業もある。

フィールドについては、協定の安定性という点から市町村有林が主な対象となっている。その上で、選定のポイントとなるのは、アクセスと地形である。企業が体験・交流活動をする場合、日帰りで実施できる場所であることが重要となる。関西圏の企業が多いため、日帰りするには高速道路網などが決め手となる。また、交流活動には一定面積の平地も必要で、協定森林の中に、このような適地を含めておくことが求められる。加えて、バス降車地点から活動場所に行くための道（作業道や歩道）が必要となるが、これは新たに整備することが多い。



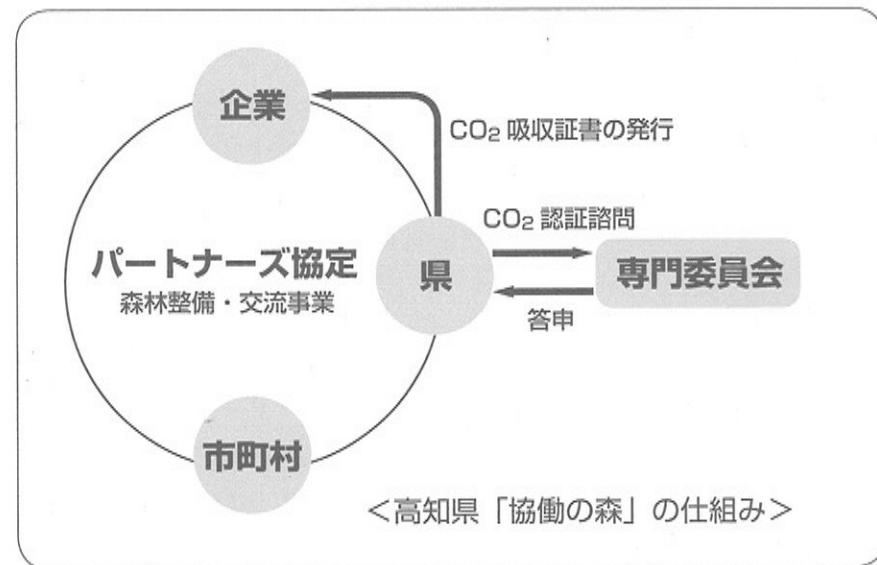
## [先進事例1]

### 高知県の「協働の森」

#### (1) 経緯

高知県は県土の84%を森林に覆われ、うち65%を人工林が占めている。国有林率は20%で、民有林の割合が高い。樹種構成はヒノキが57%、スギが43%となっており、ともに30～40年生が最多林齢帯である。間伐を必要とする森林が膨大にある一方、採算性や担い手問題などから、進まない状況にある。

高知県ではこの問題を深刻にとらえ、全国に先駆けて2003年に、森林環境税を創設するなど積極的な対策を打ってきた。森



### (3) 事業実績

2005年度から始まった「協働の森」は、06年5月に第1号の協定が締結されてから07年12月までに22件となり、1,288haが整備される予定である。県はこれまで80～90社を訪問して営業を行ってきた。営業においては行政だからといって簡単に進むわけではなく、担当者の積極的かつ地道な努力が重要と思われる。第1号締結以降は、企業側も安心感を持つようになり、また同事業の知名度が上がるに従って、協定締結数は順調に伸びた。

協定期間は、3年が14件、5年が6件、9年10年が各1件となっており、短期間のケースが多い。これは企業がめまぐるしく変化する経営環境にあって、長期的な活動がしにくい現状を表していると考えられる。

### 〔先進事例2〕 和歌山県の「企業の森」

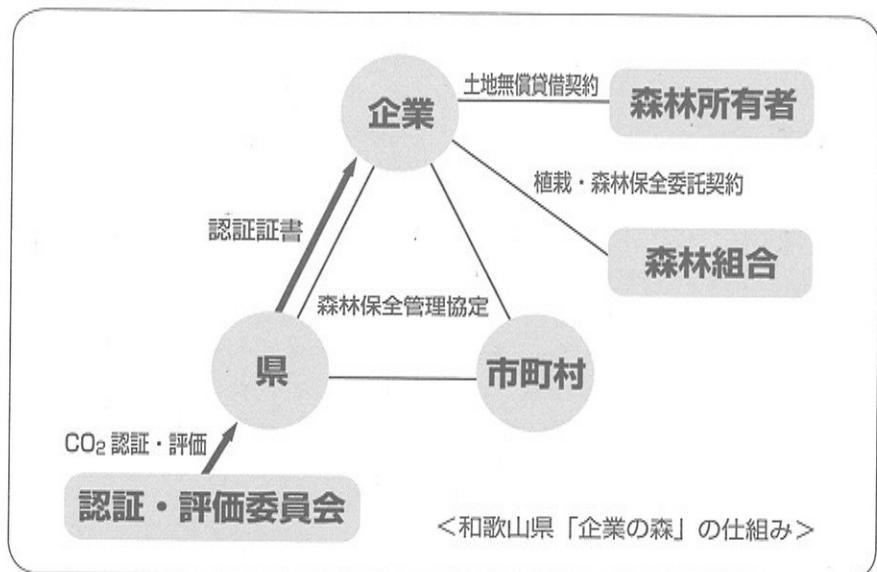
#### (1) 経緯

ある村が大手企業の労働組合から、資金提供を含めた森づくりの協力申し出を受けたことを契機に、和歌山県における「企業の森」事業の考案が進められた。「企業の森」は、企業・労働組合等が、植林から間伐までの数十年間にわたり森林を所有または賃貸借し、森林管理を通じて社員教育や地域との交流事業を実施するものである。1カ所の事業地に企業が長い間関わり続けることで、地元では事業量の確保、雇用の安定が図られ、さらに企業と地元とのより深い交流によって新たな経済効果が期待できる。

#### (2) 仕組み

「企業の森」は、企業・市町村・県による「森林保全・管理協定」、企業と森林組合による「植栽・森林保全委託契約」、企業と森林所有者による「土地無償貸付契約」、これらを枠組みとして森林整備事業を実施し、これに応じて吸収されたと算定できるCO<sub>2</sub>吸収量を認証するものである。森林整備は主に再造林放棄地を対象としている。具体的には3者間で森林保全活動計画を立て、施設の内容が決められる。企業は森林保全・管理協定をベースに、森林所有者と土地無償賃借契約を結び、協定の対象とする森林を確定、そこで行う植林・育林活動に関わる業務を森林組合に委託することとなる。

企業が負担する費用は、県試算によると1haを植栽して10年間保育した場合、617万円となっている。また、「企業の森」を利用して年に数回、社員や顧客を対象に



<和歌山県「企業の森」の仕組み>

体験・交流イベントを行う場合は、参加人員75人で山村体験および地元との交流会を実施した場合、宿泊(1泊2日)で123万円、日帰で51万円となっている。

#### (3) 事業実績

和歌山県の「企業の森」は、03年に第1号の締結以降、08年度末で協定締結数38件、協定企業・団体数は39、協定森林面積160.4haとなっている。05年度に、ある大手企業が50haという最大規模の協定を締結するなど、その後、企業・団体は急速に増加した。

以上高知県と和歌山県の事例を紹介した。両県ともに、地域の森林状況の課題を明確にして、企業の参加を求めている。

高知県は、事業の対象を間伐中心とした点が効果的であった。これまでに1,000ha以上の協定森林が誕生しており、大面積で間伐が進む実態とともに、開設された高密度作業道は地元にとって大きな財産として残る。

また、和歌山県では、森づくりと同時に、森づくりを通じた地域活性化を重要視している点が挙げられる。企業は、「植栽・森林保全委託契約」により、協定森林の植栽から保育までを森林組合に委託することとなっており、これにより森林組合は仕事量を確保し、雇用の安定を図ることができる。実際、一定規模の協定森林を持つ森林組合には、その効果が顕著に表れている。

一方、企業のメリットとしては、企業が森づくり活動を支援することにより、社会貢献面の評価が得られること、社員の福利厚生・顧客サービスの場として活用できること、企業イメージのPRに活用できることなどがメリットとなる。CSR活動の具体的な成果として「CO<sub>2</sub>吸収証書」発行に関する

企業の関心は高く、両県とも導入している。ただ、認証は県レベルの段階で、今後検討を要する時期が来ることが予想される。その他、環境応援定期預金を開発したある金融機関の担当者は「間伐作業を実践する中で、発想が生まれた。商品を説明する際も森づくりの取り組みを紹介すれば、顧客への説得力も高まる。本業に関わるメリットを作り出すことが、CSRとして継続できるかどうかのポイント。」と企業側の姿勢を強調している。

### 青森県内企業の森づくり 参加への意向調査結果

青森県内の企業の意向を調査するために、ISO14001を取得している企業、および新聞等により森づくり活動が報道された企業の計117社に対して行った調査結果を報告する(回収率31%)。

CSR活動を行っていると回答した企業は8割あり、うち森づくり活動を行っている企業が約3割をあつた。ちなみに(社)日本経済団体連合会の調査によると、森林を利用したCSR活動を行う企業の割合は04年度で約20%、05年度で約25%となっている。

森づくり活動を実施したい理由として「実施効果が大きそう」「取り組みやすそう」「関心はあるがどのように取り組めばよいのかわからない」とする企業が多かった。一方、実施する考えがない理由として、「効果がわからない」「関心はあるがどのように取り組めばよいのかわからない」とする企業が多かった。また、森づくりに応じて森林の二酸化炭素吸収量を認証・評価する制度に対する企業の関心度を尋ねたところ、「大いに

関心がある」が23%、「少し関心がある」が65%で、計88%という高い割合の企業が関心を示した。森づくり活動の実施予定がない企業についてみても、84%が関心をもっていた。

アンケート結果から、以下2点を指摘できる。

1つに、企業向け普及啓発の必要性である。CSR活動を始めるに当たって、森づくり活動に興味を持っている企業や、森づくり活動を実施する予定のない企業においても「関心はあるがどのように取り組めばよいのかわからない」とする回答が比較的多くあった。企業が森づくりを行う必要性や、わかりやすい効果の仕組みを作るなどすれば、賛同を得られる可能性は少なくない。森づくりの現状・必要性は、企業を始めとして一般にまだ理解されていない。現在、青少年を対象とする普及啓発活動は、森林環境教育をはじめ盛んに行われつつあるが、企業対象としては、極めて低調といえよう。経営者トップ、従業員双方に対して、森林の保全・利用に関する重要性を認識してもらう取り組みが必要である。

もう1つに、活動の継続性と支援体制の構築である。現在森づくり活動を行っている企業の困っている点として、植栽地の確保、植栽後の保育、森の多様性を活かす新たな取組みの開発などが挙げられた。活動の継続性を保持するためには、きちんと森づくりのプランやプログラムの企画・開発が重要であるが、企業内で構築することは難しい。企業の意志をうけて、具体的な活動プラン・プログラムを専門集団（森林組合、林業家、NPO等）が支援する体制づくりが必要である。

## まとめ

### (1) 協定

いずれの事例においても、企業が森づくりに参加する担保として、企業、県、市町村が協力協定を締結している。これを基に、森林所有者や、活動のサポート役として森林組合・森林ボランティア団体が協定に加わったり、別途契約を結ぶなど、県により特色が見られる。

県、市町村が協定を行うことにより、企業は安心して資金・労力を提供できるほか、企業にとって知事との協定締結はPR材料として、効力を發揮しているようである。

協定期間は、3年から10年となっており、植栽を主体とする県では10年とするところが多く、間伐や里山整備を主体とする県は5年以内が多かった。また、私有林では長期間の制約を嫌うケース、また、企業によっては長期間の支援は確約しづらいとするケースもある。

### (2) 事業内容

どのような事業を主体とするかは、各県の実情を反映しており、特色が見られる。高知県の場合は、森林率が高く、要間伐森林が多くあることから、間伐を主体とし、また、和歌山県は皆伐跡地の再造林を主体としている。京都府・大阪府は大都市近郊にある里山・竹林の荒廃を対象とし、また東京都は花粉の少ない森づくりを目指している。問題を明確化することは、企業が森づくりに参加するときに重要なポイントであり、理由を明確に語れなければ、企業は参加できない。

### (3) 企業の支援形態

企業の支援形態については、森林整備の推進を主眼とするならば、金銭的支援の部分を多くする必要があり、他方、企業に森づくりの理解者、応援者の役割を求めるのであれば、ボランティア活動が主体となる。

### (4) 企業の資金提供額

企業は、森づくりに参加しようとするとき、どのくらいの資金が必要なのか全くわからないので、県が提案額を示すことは有効と考えられる。また、各県とも企業に対して参加の働きかけを積極的に行った結果、多くの実績を挙げているが、その際の説明資料としても必要となろう。

### (5) 体験・交流事業およびボランティア活動のサポート

森林整備の作業について、企業は知識・技術、必要な資材等全く持っていないので、この点に関するサポート体制を整えること

が、企業の継続的参加を促すために重要な役割を市町村や森林組合が果たしているケースが多い。企業は、県・市町村の面倒見の良さを評価のポイントに置いている。サポート役としてNPO等の民間組織を活用する動きも見られる。

### (6) CO<sub>2</sub>吸収量の認証・評価

ほとんどの事例で、CO<sub>2</sub>吸収量の評価制度を整えていた。ただし、評価の仕方は各県で異なっている。高知県と和歌山県は専門委員会を設置、京都府は指定認証機関を通して、認証を行っている。大阪府は、企業が定められ計算方法で算出し、府がそれを認証している。

企業のメリットとしては、環境報告書等に記載できるほか、温暖化防止関連の条例で特定事業者となっている企業は、CO<sub>2</sub>排出削減実績報告書で吸収量として記載できる。しかし、後者については各県とも活用は低調である。理由として、特定事業者が「企業の森」制度を知らない、あるいはそもそもCO<sub>2</sub>排出削減計画の目標値が低いなどが考えられる。温暖化防止対策に関する企業の関心は高いので、森づくりによるCO<sub>2</sub>吸収量の認証・評価制度を有効に活用するための検討が必要である。いずれにしても、CO<sub>2</sub>吸収量の評価制度は取り組んでいく必要があるだろう。

戦後日本の森林資源管理は、森林の機能を木材生産に特化してきた。そのため、資源造成においては人工林の拡大を推進し、担い手においてはその経済的受益者である森林所有者を位置づけてきた。しかし、木材価格の長期的低迷から、森林所有者は経済的受益を受ける状態はない。また、国土保全や水源涵養など森林が持つ公益的機能の重視、生態系保全への要請が高まっている。目的は、国民が森林の恵みを享受するための森林の持続的保全と活用である。そのため、現在は多様な主体の参加が求められている。その1つとして、企業への期待は小さくない。どのような形で企業参加を求めるのか、地域の森林管理ビジョンを示すことになる。

# 広葉樹林の萌芽更新について

特定非営利活動法人 川崎町の資源をいかす会  
理事長 菊地 重雄 さん



近年、山の木を伐るという事について、自然を破壊するという意味で捉えられる事が多くなったと思いますが、実際には私達の先祖は、国土の7割近くが山林という日本の里山の木を上手に活用しながら生きてきました。自分達が住んでいる近くにある里山は、標高で言えば100～200メートル辺りに位置しており、四季に合わせて変化する広葉樹林が多く、その中の沢目筋には杉が、また峰部分のあちこちには松の木が生えている事が多かったと思われます。一方、それより標高の高い400～600メートルの地域は奥山と呼ばれ、神の領域と思われて大切に保護されてきました。

私達日本人は何百年、いやおそらく何千年にもわたって、里山では折に触れた必要に応じて木を伐り自分達の生活の為に役立てて來たはずです。それは、これらの広葉樹林は伐採しても、その年の内に萌芽し、木を植えなくても自動的に更新して、10年～20年の後には再び利用できるようになる事を経験的に知っていたからに他なりません。広葉樹林は原則として、伐採しても萌芽更新する事に依り再生するのです。素晴らしい事ではありませんか。

しかし、奥山に於いては木を伐採する事は特別の事情がない限り禁じられており、禁を破ると祟りがあるとされていました。それは、この地域の山はブナ等で再生するのに時間がかかる地帯であったからと推察できます。また、過剰に伐採するとそこをねぐらにしている動物達の生活を脅かし、回り回って自分達に負のツケが回ってくる事を感覚的に知っていたのではないでしょうか。

昭和30年代の前半頃迄はこのような考え方方が支配的で、奥山には手を付けず、里山は上手に活用して来ていたと思われます。それが石油、ガスといった化石燃料が、薪や炭などの従来の燃料にとって変わるようにになってから、里山の木はだんだん伐採されなくなり、人々の意識の中から里山と奥山の区別がなくなってしまい、何時の間にか木を切るという事自体が奥山の木を切る事とイコールの“環境破壊である”に繋がってしまったものと思われます。

里山の木を伐採し、活用する事には四つの利点が挙げられます。

第一は、昭和30年代から50年以上伐られる事がなく老木化している広葉樹林を伐採する事に依り、萌芽更新し再生させる事ができるという事です。ただ、樹齢が60年を超えると萌芽率が極端に下がりますので時間的な余裕は余りなく、一刻も早くできるだけ広い面積を伐採しなければなりません。

第二には、伐採された木が新たに木の芽を吹き根を張る事によって、水を貯える能力を増し、また土砂崩れ等の山の崩落を止め、健全な山の状態を保つようになるという事です。

第三の利点としては、老木が伐採された事に依り、地表近くに種子として発芽を何十年も待っていたその土地土着の植物達が何十年かぶりで芽を出し、広葉樹林が20年かかって再生する迄の間に何度も花を咲かせタネを付け何代もの生を繰り返し、自然を造ってくれる事です。

そして四番目として、伐採された木を使って、炭を焼き薪として利用し、また原木キ

ノコを生産できるという事です。これらの薪や炭を燃やして暖をとつても、確かにその時点で二酸化炭素は出ますが、伐採後に萌芽して伸びてくる沢山の若木が何年にも亘ってそれに相当する以上の量の二酸化炭素を吸収してくれますので、地球温暖化には全くマイナスの影響を与えない燃料だという事です。

私達の会、特定非営利活動法人 川崎町の資源をいかす会、においては毎年80～100アールの広葉樹林を皆伐し、萌芽更新させています。活動は主に秋から春にかけての間に行なわれ（夏の間に伐採しても早く萌芽更新されませんので）、11月から翌年3月迄の間が伐採の主要な時期です。会の中でも、川崎・仙台薪ストーブの会の方々の活動が一番活発で、月1回の定例会には40人ぐらいの方々が集まり、山に入り、広葉樹の伐採、玉切り、搬出、薪割り、薪積み等の作業を楽しんでおります。定例会は毎月第二日曜日9:30～15:00川崎町の腹帯地区の公民館に集まって行なわれています。また定例会以外に、第二、第四の水曜日に“匠の会”と称して希望者が5～10名で山の現地に集合して山作業を楽しんでおります。

私達の代で破壊してしまった山を皆で伐採し活用する事に依り、私達の国日本の美しい山を取り戻し、元在ったままの自然な姿で子供や孫達に残そうではありませんか。それが私達の大事な務めでもあると思うのです。多くの方々の御参加をお待ちしております。

## 記事1

# 「蔵王山麓水源地サミット ～持続可能な未来づくりにつなげる、つながる～」

蔵王山麓を背景に暮らす人々がそれぞれの取り組みについて紹介し、これからの自分たちの活動につなげていけるよう、学び合う会を開きました。

- 日時：2008年11月29日(土)・30日(日)
- 会場：石窯ピザ屋・水守の郷
- 主催：特定非営利活動法人 水守の郷・七ヶ宿／特定非営利活動法人 川崎町の資源をいかす会
- 共催：EPO東北（東北環境パートナーシップオフィス）

サミットには、地元の七ヶ宿町、川崎町、仙台市、大崎市や山の反対側に位置する福島市の茂庭地区、国見町の方々など、35名以上が参加しました。

各団体の取り組み紹介では、七ヶ宿町で炭焼きをしている佐藤光夫さんからは、水守人の会での炭焼き体験や、山に炭を撒いたり炭を置く活動などの紹介がありました。また、川崎町の資源を生かす会の菊地重雄さんから萌芽更新の活動についてのお話や、雁戸白炭の会についても紹介がありました。七ヶ宿源流米ネットワーク「やまのしづく」による中山間地向けに作られた新しいお米の紹介、大崎市の西澤誠弘さんからラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」地域でのふゆみずたんぼプロジェクトについてのお話などがありました。それぞれの特長的な活動が参加者にとって参考になったのではないかと思います。

### 【プログラム】

- ◆11月29日(土) 13:00～17:00
  - ① 講演 講師：大森禎子先生（理学博士）
  - ② 各団体の取り組み紹介（各20分）
  - ③ 座談会
- ◆11月30日(日) 9:00～12:00  
水守の郷・寺子屋、散策路の見学など



## 講演「硫黄酸化物と樹木の立ち枯れの関係 ～炭による立ち枯れ予防と二酸化炭素の削減～」

大森 禎子 氏

### ■ 立ち枯れの原因

最初に世界各地における樹木の立ち枯れの写真が紹介されました。南米大陸やニュージーランド、ドミニカ共和国、ドイツ、そして日本の出雲海岸、丹後半島、男鹿半島や愛知県渥美半島、日光男体山、群馬県富士見村のものなどです。

これらは風によって運ばれてきた汚れた空気に含まれる硫酸イオンの影響で起こり、どんなに濃度が薄くても、時間が経てば枯れてしまふということです。先生が行った調査によると、影響の出方は場所に

よって異なり、強い風が当たるところでは塗り重ねが発生したり、また水の付着量は枝の角度や樹皮の滑らかさで差があることがわかったそうです。日本海側では、大陸から吹いてくる風の影響が出ているということでした。今回のサミットが開かれた七ヶ宿町は、調べた中では一番硫酸イオンの濃度は低い場所だそうです。

### ■ 樹木の衰退

土壤においては、腐葉土が多いところ＝水分が多いところで硫酸が多いことや、融

雪時に雪に含まれていた汚染物が濃縮されて沢水に入るということでした。年輪についてのお話もあり、普通は徐々に幅が狭くなっていくものが、外部の影響により木が衰退することで急速に狭くなります。立ち枯れ松の年輪幅から推定すると、1970年代の大気汚染が言われた頃に衰退がみられたそうです。

立ち枯れの原因是、化石燃料の燃焼から発生する硫黄酸化物で、木が衰退した結果、抵抗力を失い病害虫に犯されて枯れてしまうということでした。枯れた原因は、表層土と樹皮の両方を見る必要があります。衰退は20～30年前から起こり、立ち枯れは2～3年の気候変化や虫によるものではないということでした。土壤が酸性化すると、酸性土壤の好きなシダ類が生育するよう

なり、逆にヒノキの幼木がないそうです。

## ■ 炭の効果

そこで、炭の話になります。酸性化した土壤を炭によって中和することができます。炭の成分は種類によって異なるということですが、どの炭でもよく、また表面より土に埋めた方が効果があるそうです。pHが上がり、植物の種類も増えて回復するということでした。炭は、酸性土壤の中和剤となり、そのカリウム、カルシウムは樹木の栄養補

給剤となるそうです。森林の再生には最も副作用がないということでした。

地球温暖化の観点からは、樹木の生育によるCO<sub>2</sub>の削減や、炭を製造することによるCO<sub>2</sub>の固定があります。切った木を炭にしておくことで、燃焼しない限り永久にCO<sub>2</sub>には戻らず、また燃やしても自身が吸収したCO<sub>2</sub>であるからカーボンニュートラルです。もっとも確実なCO<sub>2</sub>削減方法になります。昔から作られてきた炭がCO<sub>2</sub>の固定をするということで、とても新鮮に感じられるお話をしました。



大森先生は、2日目に七ヶ宿町の森林にある切り株の調査も行ないました

## 記事2

# 第2回 八郎湖の再生を考える集い ～八郎湖再生のために、今私たちに何ができるのか～

日時：2009年2月15日(日)11:00～15:00

会場：秋田県農業研修センター

主催：「八郎湖の再生を考える集い」実行委員会 東北地方環境事務所

第2回目になる「八郎湖の再生を考える集い」です。この1年を振り返りながら、どのような再生活動が行われたのか、何が変わったのか、水質は本当に良くなかったのかなど、参加者みんなで考える会が開催されました。

### ◆ブース展示

11:00～13:00は、団体ごとに活動内容をまとめてブース展示を行いました。16のブース出展があり、それぞれ特色を活かして趣向を凝らした展示内容となっていました。参加者同士でいろいろな交流ができたようです。



### ◆全体会

午後の全体会では、秋田県の八郎湖環境対策室から八郎湖の水質について概要の説明がありました。最近のデータによると、水質悪化に歯止めがかかりてきており、良くなっている兆しがみられるということでした。

### 【活動発表】

#### ・大潟の自然を愛する会

自然観察や自然保护、子どもたちに自然の大切さを伝える活動を行っています。

#### ・潟船保存会

八郎潟の漁業で使われていた潟船や用具などを収集保存して、地域の貴重な文化遺産を残す活動をされています。

#### ・草木谷を守る会

明治時代の農村指導者、石川理紀之助ゆかりの地である「草木谷」で休耕田を再生させ、環境学習に取り組んでいます。

・ポルダー大潟野菜グループ／(株)北勢工業  
魚粉堆肥に取り組んでいます。平成17年に3種類の野菜で試験を始め、様々な実証実験を行い、データ収集しています。

#### ・秋田淡水魚研究会

オオクチバス問題に取り組んでいます。調査や、人口産卵床による卵の除去、学習会や試食会も行なっています。

#### 【総合討論】

地域で活動されている4名の方から、それぞれの活動に対する想いなどについて意見発表がありました。その後、会場からもいろいろな発言があり、意見交換の場となりました。

この「集い」については、報告書としてとりまとめ、EPO東北のホームページ上でも閲覧できるようにする予定です。

# 東北地方環境事務所 NEWS

## オフセット・クレジット（J-V E R）制度について

昨年11月、環境省は、国内における温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトにより実現された排出削減・吸収量をカーボン・オフセット等の自主的取組に用いられるクレジットとして認証するオフセット・クレジット（J-V E R）制度を創設しました。

カーボン・オフセットのクレジットは、温室効果ガスの確実な排出削減・吸収があること等、一定の基準を満たしていることを確保する仕組みがあることが必要と言われています。

現在、カーボン・オフセットの手法としては、主に海外のプロジェクトによる京都メカニズムクレジットが利用されていますが、今後、J-V E R制度の創設によって、国内における排出削減・吸収活動によるクレジットの活用が拡がり、国内の排出削減対策の推進に貢献するとともに、市民、企業等がカーボン・オフセットを身近なものとして認識できる効果が期待されます。

## 環境省花粉観測システム（愛称：はなこさん）

環境省では、花粉症状の軽減など国民の皆様の健康維持に資するため、平成14年度から順次、花粉自動計測器を設置し、花粉飛散データを自動的に収集して表示する「環境省花粉観測システム（愛称：はなこさん）」の構築を進めてきました。平成19年度には、北海道・東北地域に花粉自動計測器の設置が完了し、ス

ギ花粉の少ない沖縄県を除く全国において、花粉飛散状況を把握できる体制が確立しました。

また、平成20年2月からは、携帯電話向けのホームページの提供も開始していますので、ご利用下さい。

なお、東北地域につきましては、3月上旬から花粉飛散状況の提供を開始する予定です。

パソコンURL：<http://kafun.taiki.go.jp/>

携帯URL：<http://kafun.taiki.go.jp/mobile/>

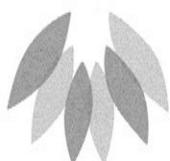
秋田県の八郎湖は、八郎潟干拓が1977年（昭和52年）に終了、その翌年にはアオコの発生が見られ、以来、水質悪化の問題を抱えて30年になります。

昨年に引き続き「第2回 八郎湖の再生を考える集い」が、大潟村にある秋田県農業研修センターを会場に開かれました。昨年から地域の市民活動団体が実行委員会をつくり、八郎湖再生のために

今私たちに何ができるのかを模索しています。第2回目の今回は、「それぞれのお互いの活動を知り合おう」と活動紹介のブース展示をメインに、5つの団体の活動紹介、意見発表があり、また会場発言も活発に行なわれました。

環八郎湖で活動する24の市民活動団体の連携共同が動きだしています。（ま）

つなぐ



# EPO TOHOKU

東北環境パートナーシップオフィス  
Environmental Partnership Office Tohoku

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町二丁目 5-1 オークビル 5F  
TEL.022-290-7179 FAX.022-290-7181

E-mail:[info@epo-tohoku.jp](mailto:info@epo-tohoku.jp)

URL <http://www.epo-tohoku.jp>

勤務時間：月～金曜日 10:00～18:00

休日：土・日曜日及び祝日、年末年始